

対内直接投資等に関する政令等の改正（令和7年4月4日公布）に係る Q&A

令和7年4月4日

財務省

（問1）「特定外国投資家」について教えてください。

答 外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する投資家及びその役員を「特定外国投資家」とし、外国政府や国有企業等と同様、全ての指定業種に係る対内直接投資等及び特定取得について、事前届出免除制度を利用不可とします。

- ① 外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体（以下「情報収集義務者」という。）
- ② 情報収集義務者及び当該情報収集義務者に対して上記の義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ法人その他の団体
 - a. 議決権、株式数又は出資金の額の50%以上を占める法人その他の団体
 - b. 役員又は役員で代表権を有するものの1/3以上を占める法人その他の団体（外国政府等又は情報収集義務者に指名・任命された者も算入）
 - c. 拒否権付株式（黄金株）を保有する法人その他の団体
 - d. 対内直接投資等又は特定取得に係る議決権の行使について指図権を有する法人その他の団体

（問2）「外国政府等による情報収集活動に協力する義務」について教えてください。

答 「外国政府等による情報収集活動に協力する義務」は外国政府の要請等に基づかず、一般的・恒常的に、いわゆるインテリジェンス活動に協力する義務を指します。

したがって、金融検査や税務調査、労働監督当局の調査、刑事事件の捜査等による情報の提供義務は、そのみをもって今回の改正における「情報収集活動に協力する義務」には当たりません。

（問3）「特定外国投資家に準ずる者」について教えてください。

答 規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とし、「特定コア事業者」に係る対内直接投資等及び特定取得について事前届出免除制度を利用不可とする他、その他の特定業種（いわゆるコア業種）に係る対内直接投資等及び特定取得についても、議決権等の取得比率が10%以上である場合には事前届出免除制度を利用不可、10%未満の場合には従来の免除基準に加え更なる上乘せ基準の遵守を必要とします。

- ・ 情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者

(例) 法人の役員のうち、情報収集義務者にあたる少数者が意思決定を掌握している当該法人

- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者及びその子会社等

(例) X国の法令に基づきX国に設立された法人が、X国と異なるY国に事務所を設立し、当該事務所で取締役会を開催するなど当該法人としての意思決定を行うことにより、Y国による情報収集活動に関する法令の影響を受ける当該法人

- ・ 情報収集義務者もしくは情報収集義務者と一定の関係(問1②)を持つ者との契約又は当該契約を行った者との契約(さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む)により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

(例) 情報収集義務者との契約者A、及びAとの契約者B(以下これに続く契約者についても、外国政府等の情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負う場合は該当)

(問4) 「特定コア事業者」について教えてください。

答 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)における「特定社会基盤事業者」で、かつ外為法上の特定業種に属する事業を営む事業者を「特定コア事業者」としております。

「特定社会基盤事業者」の代表的な例としては、一部電気通信事業者やガス事業者、鉄道事業者などが挙げられます。

なお、財務省では、外国投資家が対内直接投資等を行うにあたり、外国為替及び外国貿易法(外為法)上の事前届出等の要否を判断する際の便宜のため「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」を作成・公表しており、「特定コア事業者」についても参考情報として記載しております。

本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リストにつきましては以下に掲載しておりますのでご参照下さい。

[対内直接投資審査制度について：財務省](#)

(問5) 従来包括免除が適用されていた外国金融機関が「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」の要件を満たす場合の事前届出の要否を教えてください。

答 従来包括免除が適用されていた外国金融機関であっても、「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」に該当する場合はこれらが優先され、包括免除の対象外となり、それぞれ該当する類型に応じて事前届出免除制度の利用ができなくなります。

(問6) 外国金融機関が「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」から委託を受けて投資一任運用を行う場合の事前届出の要否を教えてください。

答 委託者が「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」に該当するか否かを問わず、受託者である外国金融機関自身が「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」の要件を満たすか否かにより、事前届出の要否が判断されます。

例えば、当該外国金融機関が「特定外国投資家」または「特定外国投資家に準ずる者」のいずれの要件も満たさず、かつ免除基準を遵守する場合には、当該外国金融機関の一任運用における事前届出は不要となります。

なお、委託者が株主としての議決権その他の権利を行使できる場合には、投資一任運用を行う場合であっても、当該委託者において事前届出の要否が判断されます。

(問7)「その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定がその設立に当たって準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われること」とは例えばどのような場合を指しますか。

答 「その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定を行う」との部分の解釈は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第10条の5第8項第7号の「その財務及び営業若しくは事業の方針につき実質的な決定が行われる」の解釈に準ずることを想定しておりますが、個別の具体的状況に応じ、他の考慮事項とともに総合的に判断されるものと考えられます。

例えば、X国の法令に基づきX国に設立された法人が、X国と異なるY国に事務所を設立しそこで取締役会を開催するなど法人全体の事業に係る意思決定を行っていると考えられる場合には、これに該当する可能性があります。

なお、設立国以外の国において実質的な意思決定が行われることで、当該決定が「情報収集活動に協力する義務」を課す法令等の影響を受け得る場合には、別紙様式第1、第11の2及び第19の2の「届出者」「報告者」欄等において、当該意思決定が行われる場所の住所又は所在地が明らかになるようご記載ください。

(問8)「特定外国投資家」等の該当性について判断に迷う場合にはどうすればよいか教えてください。

答 「特定外国投資家」等の該当性の判断については、外国投資家自身において法令に基づき適切に行っていただく必要がございますが、判断に迷う場合には下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

財務省国際局調査課 投資企画審査室
電話（直通）：03-3581-2279